

～ご利用をご検討のお客様～

株式会社アロー

このたびは弊社のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。
FAX又は、郵送にてお申込みいただく際には、下記内容をご確認の上お願い致します。

【ご注意】

- ・未成年及び66歳以上の方はご契約出来ません。
- ・健康保険未加入の方はご契約出来ません。
- ・無職の方はご契約出来ません。
- ・現在、他社のご返済が遅れている方はご契約出来ません。
- ・自営業者の方で確定申告等年収証明が提出できない方はご契約出来ません。

【ご確認頂く書面】

- 1) 本書面（ご利用をご検討のお客様）
- 2) 借入申込書
- 3) 借入申込書（記入見本）
- 4) 個人情報提供・登録・利用に関する同意条項
- 5) 契約条項（極度方式基本契約・金銭消費貸借基本契約）
- 6) 契約事前説明書
- 7) 書類チェック用紙

【お客様にご用意いただく書類】

○お客様の身分証明書写し

- ・運転免許証 ⇒運転免許証をお持ちでない方は、健康保険証またはパスポート
上記書類に記載された住所が申込住所と異なる場合、現住所が記載された書類も必要になります。

○お客様の収入を証明できる書面（下記の内、最低1点以上をご用意下さい。）

- ・源泉徴収票（最新のもの）
- ・確定申告書（最新のもの）
- ・給与明細書（直近2ヶ月分）
- ・その他（所得証明書等お客様の年収額が確認出来るもの）

【お申込みの流れ】

- ①「個人情報の提供・登録・利用に関する同意条項」、「契約条項」、「契約事前説明書」の内容をご確認及びご同意いただいた上でご署名をお願いします。 ※上記4)と6)に署名必要
- ②「借入申込書」へ記入見本を参考にご記入頂き、「身分証明書」と「収入を証明出来る書面」をご用意下さい。書類一式が揃いましたら、「書類チェック用紙」にて、必要書類をご確認の上、お申込下さい。
＜FAXでお申込み＞ ⇒お申込必要書類一式を弊社までFAXして下さい。
＜ご郵送でお申込み＞ ⇒お申込必要書類一式を弊社まで郵送して下さい。
- ③お申込書類一式が弊社に届き次第、審査の上結果等は弊社担当よりご希望のご連絡先へご連絡致します。
*ご不明点等はお気軽にお問合せ下さい。

《お問合せ先》

〒454-0911 名古屋市中川区高畑二丁目144番地 高畑KMビル5F
株式会社 アロー（営業時間 9:30～18:00 ※土日祝除く）
フリープラン専用：(052) 353-9900
申込受付FAX：(052) 353-9911（24時間受付対応）

借入申込書

株式会社アロー 御中

私(お申込み者)は別紙「個人情報の提供・登録・利用に関する同意事項」、「契約条項」、「契約事前説明書」に同意の上、株式会社アローへ申込みを行います。尚、申込み後、貴社の審査により、融資額等の変更又は契約が成立しなくても何ら意義はありません。

お申込日		年 月 日		
お申込み者(ご自宅などについて)	フリガナ	フリガナ	昭和・平成 年 月 日 (才)	
	氏名	旧姓	男・女	
	フリガナ	〒		
	住所			
	婚歴	未婚・既婚・離別・死別・内縁	同居家族	人(本人含む)
	自宅電話	() -	携帯電話	-
	住居種別	持家・借家・分譲マンション・賃貸マンション、アパート 市、県営、公団・社宅、寮・上記以外	居住年数	居住1年未満・居住1年以上～3年未満 居住3年以上～10年未満・居住10年以上
メールアドレス	@			

勤務先について	フリガナ	会社規模	1～20人 21～50人 51～100人 101～500人	501人以上 公務員 上場会社 その他	勤務形態	正社員 無職 自営業 派遣社員 パート、アルバイト、内職	
	会社名	〒					
	住所						
	入社年月	昭和・平成 年 月	職種	営業職(外勤)・事務職(内勤)・サービス業(接客)・製造業・土木建設業 運輸、物流ドライバー・公務員・農業、水産、畜産など・その他			
	電話番号	() -	保険種別	社会保険・組合、共済保険・国民健康保険 土木、船員保険・その他保険・未加入			
収入(税込)	月収()万円 年収()万円						

その他情報	他社借入	件 万円	申込金額	万円(使途)
	連絡希望先	携帯 自宅 勤務先	連絡希望時間	9:30～12:00・12:00～18:00・終日

太枠部分を全てご自身でご記入下さい。

株式会社 アロー
〒454-0911 名古屋市の中川区高畑二丁目144番地
高畑KMビル5F
登録番号 愛知県知事(3)第04195号

当社使用欄	
-------	--

借入申込書（記入見本）

株式会社アロー 御中

私（お申込み者）は別紙「個人情報の提供・登録・利用に関する同意事項」、「契約条項」、「契約事前説明書」に同意の上、株式会社アローへ申込みを行います。尚、申込み後、貴社の審査により、融資額等の変更又は契約が成立しなくても何ら意義はありません。

お申込日	20××年 7月 6日				
お申込み者ご自宅などについて	フリガナ	ヤマダ タロウ	フリガナ	男・女	昭和・平成
	氏名	山田 太郎	旧姓		×2年 3月 3日 (36才)
	フリガナ	ナゴヤシナカクキタ			
	住所	〒450-0009 名古屋市中区北三丁目1番7号 スクエアマンション401号			
	婚歴	未婚・既婚・離別・死別・内縁	同居家族	4人(本人含む)	
	自宅電話	(052) ×××-××××	携帯電話	090-××××-××××	
	住居種別	持家・借家・分譲マンション・賃貸マンション、アパート 市、県営、公団・社宅、寮・上記以外	居住年数	居住1年未満・居住1年以上～3年未満 居住3年以上～10年未満・居住10年以上	
メールアドレス	taroyamada @ ××. ne. jp				

勤務先について	フリガナ	カブシキガイシャ アロー		会社規模	1～20人 21～50人 51～100人 101～500人	500人以上 公務員 上場会社 その他	勤務形態	正社員 無職 自営業 派遣社員 パート、アルバイト、内職	
	会社名	株式会社アロー							
	フリガナ	ナゴヤシナカムラクメイエキミナミ ヤナギバシ							
	住所	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル2F							
	入社年月	昭和・平成	5年 8月	職種	営業職(外勤)・事務職(内勤)・サービス業(接客)・製造業・土木建設業 運輸、物流ドライバー・公務員・農業、水産、畜産など・その他				
	電話番号	(052) 533-0711		保険種別	社会保険・組合、共済保険・国民健康保険 土木、船員保険・その他保険・未加入				
収入(税込)	月収(30)万円 年収(400)万円								

その他情報	他社借入	3件 50万円	申込金額	20万円(使途 レジャー)	
	連絡希望先	携帯 自宅 勤務先	連絡希望時間	9:30～12:00 12:00～18:00・終日	

太枠部分を全てご自身でご記入下さい。

株式会社 アロー
〒454-0911 名古屋市中川区高畑二丁目144番地
高畑KMビル5F
登録番号 愛知県知事(3)第04195号

当社使用欄	ご記入の必要はありません
-------	--------------

個人情報の提供・登録・利用に関する同意条項

当社に関する同意事項

第1条【個人情報の収集・保有・利用・提供および預託等】

1. 株式会社アロー(以下「当社」と)と本契約を締結した方をアロー会員(以下「会員」と)といいます。2. 会員は、本規約に基づく契約を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、本契約に係わる以下の情報(変更後の情報を含む。以下これらを総称して「個人情報」という。)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。当社は、法令等に遵守のうえ、利用します。(1)申込書等に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住所状況、eメールアドレス、本籍等(2)当社が加盟する信用情報機関より提供される信用情報、住民票・破産宣告等の公的記録情報(3)本規約に基づく契約に関する申込日、契約日、契約限度額、支払方法、振替口座等(4)本契約に関する利用残高、返済状況等(5)本契約に関する会員の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有し管理する利用履歴および過去の債務の返済状況等(6)当社が本入会申込者もしくは会員に提示を求め、運転免許証、パスポート等の内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報(7)本入会申込者および会員は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。4. 会員は、当社が本条2(1)、(2)の個人情報を当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業内容およびマーケティング活動、商品開発のために利用することに同意します。5. 本条4による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提携先への提供を中止する措置をとります。6. 本契約は、申込書等に記載の信用情報機関への登録・利用同意および本条2に基づき、理由の如何を問わず、契約を終了した日より一定期間利用されます、それ以外に利用されることはありません。7. 当社の個人情報管理責任者は、当社店頭に掲示にて公表しております。

第2条【個人情報等の開示・訂正・削除等】

1. 会員は、当社に対して法令等の範囲内で、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。3. 当社管理責任者名および会員の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや、利用・提供中止等に関しましては、下記株式会社アローまでお願いします。
株式会社アロー営業部お客様担当 名古屋市中川区高畑二丁目144番地 052-353-9900

個人信用情報機関に関する同意事項

第1条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1)当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者・契約者・連帯保証人予定者・連帯保証人、およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、申込者・契約者・連帯保証人予定者・連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2)申込者・契約者・連帯保証人予定者・連帯保証人に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者・契約者・連帯保証人予定者・連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	①株式会社シー・アイ・シー	②株式会社日本信用情報機構
本契約に係る申込みをした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当該照会日から6カ月以内
本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先: 0120-810-414 ホームページアドレス: <http://www.cic.co.jp>

*株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問合せ先: 0570-055-955 ホームページアドレス: <http://www.jicc.co.jp>

*株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構)と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 お問合せ先: 03-3214-5020

ホームページアドレス: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

*全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(5)上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、下記の通りです。

①株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

②株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)。

開示等の手続きについて

契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申出を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

株式会社アロー 登録番号 愛知県知事(3)第04195号 名古屋市中川区高畑二丁目144番地 高畑KMビル5F 052-353-9900

私は、本申込に基づく個人情報の提供・登録・利用に関して、上記個人情報同意条項を十分理解した上で同意します。

年 月 日 氏名:

契約条項（極度方式基本契約）

第1条（ローンの利用）

1. 株式会社アロー（以下「当社」といいます。）と本契約を締結した方を以下「会員」といいます。
2. 会員は本契約を締結することにより、以下の方法により当社のローンを利用することができます。
 - (1) 当社店舗の窓口にて、ご本人が確認できるものを提示し、所定の手続きをした時。
 - (2) 会員が振込による借入を希望した場合、予め当社に届出た会員指定の金融機関への振込にて行い、振込送金日を借入日とし、振込人名義は（株）アローとします。

第2条（反社会的勢力の排除）

1. 借主等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第3条（利息計算及び返済金の充当順位）

1. 借入金に対する利息は次の算式により、計算いたします。利息＝残元金×約定利率×経過日数÷365（うるう年の場合も同様とします。）
2. 会員は、返済した金額が、本契約債務金額を消滅させるに足りない時は①未払金②違約損害金③利息④元金の順で充当する事とし、但し当社が適当とみなす順位で充当された場合であっても異議を申立てません。

第4条（明細書の交付）

1. 本契約に基づく、借入・返済の都度、当社は明細書を交付します。但し、直接受け取れない場合（送金時等）は、店舗への来店時、あるいは会員の指定先への郵送によって交付します。
2. 前項にかかわらず、金融機関等の口座への送金による返済時は、会員からの申し出があった場合に限り明細書を交付します。

第5条（極度額及び利用限度額）

1. 本契約に基づく契約極度額は、会員が希望した金額の範囲内で、当社が承諾した金額とします。
2. 当社は、会員の信用状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。会員は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入ができる事とします。
3. 会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、当社は利用限度額を減額することができる事とします。
 - (1) 本契約条項に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - (2) 当社から金銭消費貸借契約にもとづく借入をしたとき。
 - (3) 当社と他の極度方式基本契約を締結したとき。
 - (4) 会員の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき。
4. 前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社は新たな借入を停止することができる事とします。
5. 会員の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は利用限度額を増額し、また、新たな借入の停止を解除することができる事とします。
6. 当社は、お客様が満70歳になったとき、新たな借入を中止できる事とします。

第6条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は本契約日より5年間とし、期間満了日の1ヵ月前までに特に申し出がない時は、引き続き5年間自動更新し、以後も同様とします。但し、本契約による借入残高が0円の状態で6年間続いた場合、その時点で自動的に期間満了とします。
2. 期間満了日の1ヵ月前までに会員又は当社より自動更新を行わない旨の申し出がなされた場合は、期間満了日における本契約に基づく残債務を本契約に従い完済に至るまで支払うものとします。

第7条（貸付その他の事由）

返済期間、返済回数、返済期限又は返済金額は、本契約に基づく貸付その他の事由により変動することを同意いたします。

第8条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次のいずれかに該当した時は、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに債務の金額に損害金を付して弁済します。
 - (1) 本契約に基づく元本及び利息の支払いを一回でも怠ったとき。
 - (2) 申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき、又は氏名・住所・勤務先等の変更届を怠った時。
 - (3) 契約条項並びに表面借入要項による返済を一回でも怠った時。
 - (4) 強制執行・差押・仮差押・仮処分を受けた時、手形の不渡り又は破産・民事再生を自ら申し出た時、又は申し立てられた時。
 - (5) 退職・休職・その他会員の信用状態に著しい変化が生じた時。
 - (6) 契約最終期限を過ぎた時。
 - (7) その他本契約のいずれかに違反した時。
2. 借主等が、暴力団員等若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に対する一切の債務の期限利益を失い、直ちに債務を弁済します。
3. 前項の規定の適用により、借主等に損害が生じた場合にも、貸主にならぬ請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主等がその責任を負います。

第9条（違約損害金）

第8条第1項により期限の利益を失った時は、その翌日から完済にいたるまで、本契約で定められた違約損害金利率（計算方法は第3条第1項に準ずる）の違約損害金を支払う事とします。

第10条（連帯保証人の認諾事項）

1. 貸金業法第16条の2第3項の規定により連帯保証人は別紙事前説明書にて保証内容及びそのほか当契約内容の説明を受け保証契約を締結のうえ、本契約書に署名・捺印します。
2. 連帯保証人は、会員が本契約の取引によって負担する一切の債務を連帯保証し、会員と連帯して履行する責任を負い、その履行については本契約に従います。
3. 民法第454条の規定により、主たる債務者と連帯して債務を負担する連帯保証人は、催告の抗弁（民法第452条）及び換索の抗弁（民法第453条）の権利を有しません。

第11条 (担保)

1. 本契約の際に会員及び連帯保証人が不動産を担保として差入れた場合の内容等は、別途差入れた、根抵当権設定契約証書・変更契約証書及び本登記申請手続承諾証書に記載したとおりです。
2. 会員及び連帯保証人は当社が本契約に基づき根抵当権単独申請による仮登記または、本登記申請手続承諾証書に基づく根抵当権の本登記を行う場合は、登記手続きに協力します。
3. 会員及び連帯保証人は当社が必要と認めたときは根抵当権仮登記を本登記に速やかに移行する事を承諾します。

第12条 (繰上償還)

返済期日前であっても、元本の一部又は全部を支払う事が出来ます。この場合、返済をする時までの利息（及び違約損害金・未払金）を付して払います。

第13条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条 (債権譲渡)

本契約に基づく当社の債権を、当社が指定する金融機関等に対して担保の差入れ又は、譲渡する事に同意します。

第15条 (その他特約)

1. 当社が債権保全等の理由により必要と認めたまは、会員の住民票・戸籍謄本ならびに附票等を取得する事に同意します。
2. 担保差入書に基づき当社が根抵当権の登記を行う場合に、会員はその登記手続きに協力し費用は会員の負担とします。
3. 本契約による債務を承認し、特定公正証書（借主（債務者）等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書）を作成することを承諾します。また、この特定公正証書により、当社は、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には訴訟の提起を行わず借主（債務者）等の財産に対する強制執行をする事ができるものとし、借主等は、この契約に基づく債務の不履行の場合には直ちに強制執行に服する事に異議はないものとします。この為に要した費用は会員の負担とします。
4. 本契約に係る印紙代、又返済のための振込手数料及び銀行振込による借入の場合の振込手数料は会員が負担することとします。

貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 電話番号 03-5739-3861

株式会社アロー 登録番号 愛知県知事(3)第04195号 名古屋市市中川区高畑二丁目1-4-4番地 高畑KMビル5F 052-353-9900

契約条項（金銭消費貸借基本契約）

第1条（ローンの利用）

- 株式会社アロー（以下「当社」と）と本契約を締結した方を以下「会員」といいます。
- 会員は本契約を締結することにより、以下の方法により当社のローンを利用することができます。
 - 当社店舗の窓口にて、ご本人が確認できるものを提示し、所定の手続きをした時。
 - 会員が振込による借入を希望した場合、予め当社に届出した会員指定の金融機関への振込にて行い、振込送金日を借入日とし、振込人名義は（株）アローとします。

第2条（反社会的勢力の排除）

- 借主等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第3条（利息計算及び返済金の充当順位）

- 借入金に対する利息は次の算式により、計算いたします。利息＝残元金×約定利率×経過日数÷365（うるう年の場合も同様とします。）
- 会員は、返済した金額が、本契約債務金額を消滅させるに足りない時は①未払金②違約損害金③利息④元金の順で充当する事とし、但し当社が適当とみなす順位で充当された場合であっても異議を申立てません。

第4条（明細書の交付）

- 本契約に基づく、借入・返済の都度、当社は明細書を交付します。但し、直接受け取れない場合（送金時等）は、店舗への来店時、あるいは会員の指定先への郵送によって交付します。
- 前項にかかわらず、金融機関等の口座への送金による返済時は、会員からの申し出があった場合に限り明細書を交付します。

第5条（期限の利益の喪失）

- 会員が次のいずれかに該当した時は、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに債務の金額に損害金を付して弁済します。
 - 本契約に基づく元本及び利息の支払いを一回でも怠ったとき。
 - 申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき、又は氏名・住所・勤務先等の変更届を怠った時。
 - 契約条項並びに表面借入要項による返済を一回でも怠った時。
 - 強制執行・差押・仮差押・仮処分を受けた時、手形の不渡り又は破産・民事再生を自ら申し出た時、又は申し立てられた時。
 - 退職・休職・その他会員の信用状態に著しい変化が生じた時。
 - 契約最終期限を過ぎた時。
 - その他本契約のいずれかに違反した時。
- 借主等が、暴力団員等若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に対する一切の債務の期限利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主等に損害が生じた場合にも、貸主にならぬ請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主等がその責任を負います。

第6条（違約損害金）

第5条第1項より期限の利益を失った時は、その翌日から完済にいたるまで、本契約で定められた違約損害金利率（計算方法は第3条第1項に準ずる）の違約損害金を支払う事とします。

第7条（連帯保証人の認諾事項）

- 貸金業法第16条の2第3項の規定により連帯保証人は別紙事前説明書にて保証内容及びそのほか当契約内容の説明を受け保証契約を締結のうえ、本契約書に署名・捺印します。
- 連帯保証人は、会員が本契約の取引によって負担する一切の債務を連帯保証し、会員と連帯して履行する責任を負い、その履行については本契約に従います。
- 民法第454条の規定により、主たる債務者と連帯して債務を負担する連帯保証人は、催告の抗弁（民法第452条）及び検索の抗弁（民法第453条）の権利を有しません。

第8条（担保）

- 本契約の際に会員及び連帯保証人が不動産を担保として差入れた場合の内容等は、別途差入れた、根抵当権設定契約証書・変更契約証書及び本登記申請手続承認証書に記載したとおりです。
- 会員及び連帯保証人は当社が本契約に基づき根抵当権単独申請による仮登記または、本登記申請手続承認証書に基づく根抵当権の本登記を行う場合は、登記手続きに協力します。
- 会員及び連帯保証人は当社が必要と認めたときは根抵当権仮登記を本登記に速やかに移行する事を承諾します。

第9条（繰上償還）

返済期日前であっても、元本の一部又は全部を支払う事が出来ます。この場合、返済をする時までの利息（及び違約損害金・未払金）を付して払いま

第10条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第11条（債権譲渡）

本契約に基づく当社の債権を、当社が指定する金融機関等に対して担保の差入れ又は、譲渡する事に同意します。

第12条（その他特約）

- 当社が債権保全等の理由により必要と認められた時は、会員の住民票・戸籍謄本ならびに附票等を取得する事に同意します。
- 担保差入書に基づき当社が根抵当権の登記を行う場合に、会員はその登記手続きに協力し費用は会員の負担とします。
- 本契約による債務を承認し、特定公正証書（借主（債務者）等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書）を作成することを承諾します。また、この特定公正証書により、当社は、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には訴訟の提起を行わず借主（債務者）等の財産に対する強制執行をする事ができるものとし、借主等は、この契約に基づく債務の不履行の場合には直ちに強制執行に服する事に異議を有しないものとします。この為に要した費用は会員の負担とします。
- 本契約に係る印紙代、又返済のための振込手数料及び銀行振込による借入の場合の振込手数料は会員が負担することとします。

貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

	18.00%		19.94%



FAX（郵送）必要：(株)アローお申込受付FAX番号（052）353-9911

○申込日 年 月 日
○お申込み者様氏名 _____
○送信（送付）枚数 本書面含めて 計 _____ 枚

—書類チェック用紙—

この度は、弊社へのお申込みありがとうございます。別紙、「ご利用をご検討のお客様」をご確認の上、お申込み下さい。

お申込みの際は、必要書類一式が揃っているか、必要事項の記載漏れが無いかなどを、チェックして下さい。

全ての必要書類を確認及び準備いただき、本書面を添えて（郵送の場合送付書として）、弊社までFAX（又は郵送）をお願い致します。 （*下記ロレ点要）

- 「借入申込書」 ⇒FAX（郵送）必要
・黄色部分の記載必要
- 「個人情報の提供・登録・利用に関する同意条項」 ⇒FAX（郵送）必要
・最下部の署名必要
- 「契約条項」（極度方式基本契約、金銭消費貸借契約） ⇒FAX（郵送）不要
・署名不要
- 「契約事前説明書」 ⇒FAX（郵送）必要
・最下部の署名必要
- 「お申込者様の身分証明書」写し（下記いずれか1点以上） ⇒FAX（郵送）必要
・運転免許証、健康保険証
- 「お申込者様の収入を証明できる書面」（下記いずれか1点以上） ⇒FAX（郵送）必要
・源泉徴収票又は確定申告書（最新のもの）、給与明細書（直近2ヶ月分以上）

《FAXでお申込みの場合はこちら》

お申込み受付専用FAX（052）353-9911（24時間FAX可）

《ご郵送でお申込みの場合はこちら》

〒454-0911
名古屋市中川区高畑二丁目144番地
高畑KMビル5F
株式会社アロー お申込み受付 係

※左記を切り取って、弊社宛封筒の宛名としてご利用下さい。

《お問合せ先》 株式会社アロー フリープラン専用 (052) 353-9900